

令和4年度 津野町地域おこし協力隊 募集要項



高知県津野町

令和4年度

津野町地域おこし協力隊 募集要項

津野町は、高知県の中西部に位置し、「清流と風と歴史に会えるまち津野町」のキャッチコピーのとおり、日本最後の清流といわれる四万十川の源流点や日本三大カルストの一つ四国カルスト天狗高原、石積の棚田に代表される美しい農村風景、1000年以上も受け継がれてきた津野山古式神楽等、自然と歴史と文化に恵まれた町です。

町では、「～融合から飛躍へ～風とともに地域きらめく協働のまち」を将来像に掲げ、地域住民と行政が一体となり協働による地域課題の解決に取り組み、魅力的かつ誇りを持てるまちづくりを進めています。

しかしながら多くの山間市町村と同様、少子高齢化による人口減少は町内に深刻な影を落とすつつあり、早急な手立てが必要となっています。

このため、地域外から人材を積極的に受け入れ、新たな視点や発想を基に地域の元気づくりや集落の活性化に取り組むため、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

1 募集人員

地域おこし協力隊員 4名

2 募集内容

(1)【ミッション提案型】(2名)

自らの経験や能力を活かし、津野町の地域課題の解決や地域資源を活かした地域活性化に資する取り組みについて、自由な発想と新たな視点を基にしたミッション提案型として、産業振興の業務に関わっていただく方を募集します。

ミッション提案型では、これまでに2名の方にお越しいただき、卒業後は、茶業に携わる仕事や燻製商品の製造販売で町内で起業しています。

本町で定住するためには、まず津野町を知っていただき「こういう町で生活したい」「こういう町で仕事がしたい」と思っただけで重要です。

現在、応募いただいた場合に、受け入れ体制の整っている業種については、次のとおりとなります。

その他の業種についても、相談を受けながら進めていきますので、ぜひ、あなたの提案をお待ちしています。

[受け入れ体制の整っている業種]

①林業振興

津野町の林野率は約90%と非常に高く、この恵まれた森林資源を適正に管理し、生業として持続的に収入を得ることのできる林家がかつては多く活躍していましたが、高齢化などの影響を受け年々従事者が減少しています。津野町では、山の手入れを森林組合などの事業体で一から学び、津野町で林家を目指す方の支援ができます。

○活動内容例

- ・林業研修による技術の習得、林業の担い手にむけた業務

②茶業振興

中山間地域である津野町は、傾斜地が多いなど農産物の生産条件が厳しく、過疎化や高齢化による担い手の減少や耕作放棄地の増加が課題となっています。津野町の特産品である「お茶」の生産維持に向け、荒廃茶園の整備や普及活動を行いつつ、津野町の農産物の生産維持、直販所での販売支援や情報発信などに取り組む方の支援ができます。

○活動内容例

- ・特産品であるお茶の生産支援及び情報発信に関すること
- ・風車の駅、道の駅「布施ヶ坂」の町内外へ向けた情報発信に関すること
- ・生産者支援、調整等に関すること

(2)【まちづくり推進業務】(1名)

津野町では、各集落活動センターや地域活性化団体等が地域を元気にしていくための活動をしています。現在は、地域おこし協力隊の卒業生2名がまちづくり推進課で「地域コーディネーター」として各地域の運営支援を図り、地域の横のつながりの活動支援などを行っております。地域コーディネーターと共に地域活動の支援を行い、住民主体の元気なまちづくりを推進していくための地域活動を支援していく業務です。

また、移住者や卒業した地域おこし協力隊のコミュニティをつくり、津野町全体の活性化を図っていきたいと考えています。

活動を通じて町内外の人との繋がりができ、地域活性化のアイデアを蓄積することができます。地域の人と積極的にコミュニケーションを図りながら活動ができる方、卒業後の起業に向かって活動できる方をお待ちしています。

○主な活動内容

- ・各集落活動センターや地域活性化団体等の運営支援
- ・地域が行うイベント等の運営支援
- ・津野町内の魅力の掘り起こしと SNS を活用した情報発信
- ・移住者や地域おこし協力隊（卒業生含む）のコミュニティづくり
- ・その他津野町が依頼する活動

(3)【移住定住推進業務】(1名)★Uターン限定

津野町は、地方移住への関心が高まるなか県外等からの移住定住に向けた取り組みを進めており、今年度は地域創造力アドバイザーにも入ってもらいながら、まちの魅力を発信し津野町の知名度の向上と津野町ファンネットワーク創設に向けた取り組みを行っています。移住者の増加や関係人口の拡大に繋がるようUターンだからこそ発見できる津野町の魅力を発信し、役場職員や移住サポーターと共に移住定住促進を図り、空き家の掘り起こしをしていただく業務です。

活動を通じて町内外の人との繋がりができ、地域活性化のアイデアを蓄積することができます。地域の人と積極的にコミュニケーションを図りながら活動ができる方、卒業後の起業に向かって活動できる方をお待ちしています。

○主な活動内容

- ・移住・定住促進に関する業務
- ・空き家調査・掘り起こしに関する業務
- ・移住者（検討者向け）の相談業務・イベント企画

- ・津野町の掘り起こしと SNS を活用した情報発信
- ・その他津野町が依頼する活動

3 活動内容

上記活動とあわせて、以下の活動を行っていただきます。

- (1) 自らの移住生活の情報発信
- (2) 地域活動への積極的な参加
- (3) 隊員としての任期終了後の定住に向けた生活基盤の構築

4 サポート体制

- ・高知県では地域おこし協力隊等に対するサポート体制の強化を行っており、相談窓口の開設・各種研修会の開催（初任者研修・ブロック別研修・テーマ別研修など）・ナリワイづくりに向けた起業支援などを行っていますので、情報提供をさせていただきます。

★津野町の地域おこし協力隊 OB・OG のみなさんは今・・・

- ・町内事業者への就職
- ・起業（WEB デザイン・燻製商品の製造販売・木工製品の作成など）
- ・就農（甘とう・お茶）

5 募集対象

- (1) 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住している方で、任用後津野町に住民票を移し、津野町内に居住できる方
※詳細な対象地域については、お問合せください。
- (2) 普通自動車運転免許証を取得している方
- (3) 日常的にパソコンを使用できる方
- (4) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (5) 町の条例及び規則を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (6) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方
- (7) 活動期間終了後に津野町に定住する意欲のある方
- (8) 地域住民と協力しながら、地域の活性化に向けた活動ができる方

6 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：週4日勤務（週31時間）※休日出勤及び時間外勤務は振替対応とします
- (2) 勤務時間：原則8時30分から17時15分（1日7時間45分）

7 勤務地

業務により決定します。

8 任用形態及び期間

- (1) 津野町の役場職員（会計年度任用職員）として津野町長が任用します。
- (2) 期間は任用の日から当該年度の3月31日まで。
（年度単位で更新し、最長で任用日から3年）
- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

9 報酬

月額 165,040円（期末手当年2回、通勤費補助あり）
※その他、時間外手当・退職手当等は支給しません。

10 待遇及び福利厚生等

- (1) 活動期間中の住居（駐車場付）は町が用意します。ただし光熱水費等は利用者の負担とします。
- (2) 健康保険・厚生年金・雇用保険に加入します。
- (3) 年次休暇は労働基準法等関係法令により定めます。
- (4) 通勤や生活に自家用車等の移動手段が必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします（冬季は積雪があります）。

11 応募手続

(1) 応募受付期間

令和4年6月14日（火）～7月31（日）

※当日消印有効

(2) 提出書類

- ・応募用紙（津野町ホームページからダウンロードしてください）
- ・履歴書（市販のもので可、直筆・写真添付）
- ・地域おこし協力隊活動目標レポート（用紙A4、書式自由）

「地域おこし協力隊として行いたい活動と活かせる私の経験や能力」

をテーマとし、1000文字程度でレポートを作成してください。

※なお、提出された書類は返却いたしません。

- ・住民票の抄本（募集開始以降の日付、発行日から1ヶ月以内のもの）

(3) 申し込み・お問い合わせ先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野471番地1

津野町役場まちづくり推進課 担当：西村 琴美

メールアドレス：machi@town.kochi-tsuno.lg.jp

電話 0889-55-2311 FAX0889-55-2022

※お問い合わせにつきましては、できるだけメールかFAXでお願いします。

回答の際は、メール又はFAXをお送りします。

12 選考

(1) 第1次選考（書類審査）

書類審査の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に面接試験を行います。

詳細については、1次選考結果の通知の際にお知らせします。

※第2次選考に要する交通費等は個人負担とします。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果（採用決定）は、文書で通知します。

勤務開始日は、合格者と協議のうえ決定します。